御前崎市立学校・御前崎市牧之原市学校組合立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

御前崎市教育委員会

御前崎市牧之原市学校組合教育委員会

目 次

１　本市の現状と計画の趣旨 ・・・・・・・・・・・・ ３

２　本計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

３　目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

４　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

５　実施する業務量管理と健康確保措置の内容・・・ ４

６　関連する取組と今後のフォローアップ・・・・・ ６

１　本市の現状と計画の趣旨

本市では、令和５年 12 月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関して、「御前崎市立小中学校管理規則」「御前崎市牧之原市学校組合立中学校管理規則」を改訂し条項を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	年平均
小学校	8.90%	0.08%	月23.3時間
中学校	37.78%	8.18%	月43.4時間

本市では、令和７年度においても時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合は減少傾向にある。しかし、月 80 時間を上回る割合は小中ともに存在していたり、教頭や主幹教諭・教務主任の時間外在校時間は多くの月で 45 時間を超えていたりする。中学校の部活動地域展開を含め、教育職員の業務に必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき、本計画を策定するものである。

２　本計画の対象者

御前崎市立小中学校・御前崎市牧之原市学校組合立御前崎中学校に勤務する、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第２条第２項に規定する教育職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭）とする。ただし、本実施計画の内容については、全教職員を対象として取り組む。

３　目標

本計画において、国の指針等に基づき達成を目指す目標は以下のとおりである。

（１）時間外在校等時間に関する目標

・１箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

・１年間における１箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合５％未満を維持する。

・ストレスチェックにおける「働きがいのある職場である」の問いに肯定的回答をする割合 90%以上を維持する。

４　計画の期間

令和８年度～令和 11 年度

５　実施する業務量管理と健康確保措置の内容

（1）国や県が示す「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　学校以外が担うべき業務

【児童生徒が補導された時の対応】

・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

【保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応】

・ 該当案件の状況に応じて教育委員会が入り、首長部局と連携して弁護士等の専門家を活用したり、学校と保護者との調整を図ったりしながら、解決に向けて学校と協力して対応する体制を構築する。

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務

【調査・統計等への回答】

・ 校務支援システムの機能や Google フォーム等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答等に係る事務負担を軽減する。

【学校体育館等の施設・設備の管理】

・ 体育館等の地域開放施設の管理業務について、実施している外部委託を継続して行う。

【部活動】

・ 令和８年８月１日より、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和 10 年度から平日を含めた地域展開を実現する。

ウ　教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

【授業準備、学習評価や成績処理】

・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

【支援が必要な児童生徒・家庭への対応】

・ 市独自でスクールソーシャルワーカーや外国人児童生徒支援員を派遣することで、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
・ 医療的ケア支援員等、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア　各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

イ　校務支援システムや ICT 活用研修、生成 AI の活用により、文書作成や授業準備、データ処理などの校務を効率化する。

ウ　勤務時間外の留守番電話機能やメッセージ対応機能、電話の録音機能の全校設置を目指す。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア　１箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員は、管理職との面接を行うとともに、希望者には医師による面接指導を実施する。

イ　50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率 100%を継続し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

ウ　長期休業等の期間中に３日間の一斉閉庁期間の設定を行う。さらに、学校独自に追加で１日程度の設定を可とする。

６　関連する取組と今後のフォローアップ

（１）取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、市の HP で公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。

（２）学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材や地域ボランティアの確保に当たり、関係部局や関係機関とともに取り組む。

（３）時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

（４）教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りを常時している教育職員がいる学校、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

（５）各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職対象の研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

（６）働き方改革にかかる取組や業務量管理・健康確保措置の内容について、首長部局と連携しながら保護者や地域への周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。